

平成29年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成29年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月8日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 遠藤 彰 良

(1) 期日 平成29年2月16日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階研修室

2 平成29年2月16日(木)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 須見 矩明	2番 梶原 一哉
5番 星加 美保	7番 野崎 國勝
8番 久保田 哲生	9番 山子 凱雄
10番 中田 丑五郎	11番 花本 靖
12番 岩城 福治	13番 梶野 利男
15番 坂口 博文	16番 影治 信良
17番 福井 雅彦	18番 前田 惠
19番 原田 幹夫	20番 中 勝
21番 森 彪	22番 玉井 孝治
25番 横関 道恵	

4 欠席議員は、次のとおりである。

3番 泉 理彦	4番 井村 保裕
6番 川真田 哲哉	14番 後藤 正和
23番 鈴木 幸三	24番 小坂 重夫

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	遠藤 彰 良	副広域連合長	石川 智能
副広域連合長	黒川 征一	監査委員	浜 洸 一男
事務局長	松平 芳典	総務課長	芝田 正志
事業課長	仲 英 樹	事業課主査兼係長	矢野 友子
事業課主査兼係長	森北 晃 示	事業課主査兼係長	野崎 智和

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐	村田 英 昭	総務課係長	工藤 聖 隆
---------	--------	-------	--------

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 議案第1号 平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 議案第1号から議案第7号まで

(午後1時30分開会)

○議長（須見矩明君）

ただいまから、平成29年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

平成29年2月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の制度開始からはや9年が経過しようとしております。これまで、皆様方の御理解、御協力を賜り、当広域連合では被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、高齢化の進行に伴いまして、被保険者数は年々増加し、比例して後期高齢者に係る医療費も増加しております。

平成26年度における国民医療費は、前年度比1.9%増の40兆8,071億円と過去最高を更新し、そのうち後期高齢者に係る医療費は1兆4,927億円で、全体のおよそ35.5%となっております。本県の状況で申しますと、同年度の医療費は2,896億円、うち後期高齢者に係る医療費は1,247億円で、県全体のおよそ43%となっており、国よりも高い割合を占めております。なお、被保険者数でございますが、平成28年12月末現在で、前年比1,131人増の12万2,488人となっております、本県人口の16.4%を占めております。

このような状況のもと、国の方針として、社会保障審議会医療保険部会で高額療養費制度や保険料軽減特例の見直しが検討されてまいりましたが、昨年末にその見直し方針が決定し、高額療養費制度では、現役並み所得者の限度額の引上げが、また保険料軽減特例では、均等割軽減は据え置かれたものの、所得割軽減の段階的廃止が固められたところがございます。これによりまして、一部の被保険者の方におきまして、負担増が見込まれるところがございますが、当広域連合といたしましては引き続き、レセプトの二次点検や後発医薬品使用の啓発などにより医療費の削減に取り組み、可能な限り被保険者の保険料負担の抑制に努めてまいり所存でございます。

次に、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、本年7月から住民の利便性の向上や、業務の効率化を図るため、情報連携が開始されることとなっております。現在、当広域連合ではこの情報連携に向けた環境を整備しており、各種テストの実施を経て、安全な運用が開始できるよう取り組んでいるところでございますので、議員の皆様方の御協力を賜りますように、お願い申し上げます。

なお、今定例会では、平成29年度一般会計予算など、予算議案2件、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など、条例議

案5件の計7議案を提出しております。詳細につきましては、後ほど事務局長から説明申し上げますので、十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（須見矩明君）

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。阿南市選出の久米良久議員が、閉会中に辞職をされております。ここに、改めまして、辞職されました久米良久議員の御尽力に対しまして感謝申し上げます。御報告とさせていただきます。

次に、このほど阿南市議会議長及び吉野川市議会議長から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した例月出納検査及び定期監査の結果について、議長宛てに、報告書が提出されております。以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（須見矩明君）

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、3番泉理彦君、4番井村保裕君、6番川真田哲哉君、14番後藤正和君、23番鈴木幸三君、24番小坂重夫君、以上であります。

○議長（須見矩明君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により、8番久保田哲生君、18番前田恵君のお二人を指名いたします。

○議長（須見矩明君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（須見矩明君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出された方は、阿南市から星加美保君、以上であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただいま、御

着席のとおり指定いたします。

○議長（須見矩明君）

次に、日程第4議案第1号平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第2号平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、以上7件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（松平芳典君）

議案第1号から議案第7号までについて、順次、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料①の予算議案の3ページをお願いいたします。議案第1号平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,293万7,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億4,279万3,000円、款2国庫支出金、項1国庫補助金14万円、款3財産収入、項1財産運用収入2,000円、款4繰入金、項1基金繰入金1,000円、款5諸収入、項1雑入1,000円、歳入合計1億4,293万7,000円となっております。

5ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1議会費、項1議会費93万8,000円、款2総務費、項1総務管理費1億3,981万円、同じく項2監査委員費18万6,000円、款3諸支出金、項1基金費3,000円、款4予備費、項1予備費200万円、歳出合計1億4,293万7,000円となっております。予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議案第2号平成29年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,226億6,563万1,000円と定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めるものであります。歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流

用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金202億7,708万2,000円、款2国庫支出金、項1国庫負担金300億394万7,000円、同じく項2国庫補助金133億8,976万7,000円、款3県支出金、項1県負担金103億3,273万7,000円、同じく項2県財政安定化基金支出金1億4,200万円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金480億5,921万2,000円、款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額医療費共同事業交付金2,467万2,000円、款6財産収入、項1財産運用収入9万9,000円、款7繰入金、項1基金繰入金2億533万5,000円、款8繰越金、次の11ページをお願いします、項1繰越金3,000万円、款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料11万9,000円、同じく項2預金利子46万円、同じく項3雑入2億20万1,000円、歳入合計1,226億6,563万1,000円となっております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1総務費、項1総務管理費3億456万円、款2医療給付費、項1療養諸費1,164億3,487万7,000円、同じく項2高額療養諸費55億4,259万6,000円、同じく項3その他医療給付費1億6,400万円、款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金4,813万8,000円、款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金2,527万1,000円、款5保健事業費、項1健康保持増進事業費8,999万8,000円、款6基金積立金、項1基金積立金9万9,000円、款7公債費、項1公債費329万2,000円、款8諸支出金、次の13ページをお願いします、項1償還金及び還付加算金2,280万円、款9予備費、項1予備費3,000万円、歳出合計1,226億6,563万1,000円となっております。なお、予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、議案第3号から議案第7号まで、条例議案について御説明させていただきます。条例議案につきましては、資料④の条例議案概要説明書で御説明いたします。資料④の1ページをお願いいたします。議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、働きながら介護がしやすい環境整備を進めるため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じて、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、介護休暇の取得可能期間を、3回まで分割して取得できることとし、かつ6月を超えない範囲内で指定する期間とするほか、新たに介護時間として1日につき2時間の範囲内で設けるものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものでございます。なお、適用日に介護休暇の初日から6月を経過していない職員についても、適用日後に残余の期間を分割して取得できるよう、経過措置を講じるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨

でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、広域連合職員の育児休業等に関する条例について、育児支援に係る規定の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるなど、法律上の親子関係に準じる関係のある子にも拡大するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、平成28年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、広域連合職員の給与について所要の改正を行うものでございます。主な改正の概要でございますが、第1条において、勤勉手当の改正として、職員及び再任用職員への支給割合を、それぞれ100分の90、100分の42.5とするものでございます。また、第2条において、扶養手当の改正として、配偶者に係る月額を6,500円、子に係る月額を10,000円に改正し、更に配偶者がいない場合の扶養親族のうち一人についての月額を11,000円とする取扱いを廃止するほか、勤勉手当の改正として、職員及び再任用職員への支給割合を、それぞれ100分の85、100分の40とするものでございます。施行期日等でございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条及び扶養手当に関する特例措置を定めた附則第3項の規定は平成29年4月1日から施行し、第1条の規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法においては、地方公共団体は条例に定めることにより、独自利用事務として、特定個人情報を利用することができることとなっております。平成29年5月30日に施行する番号法の改正に伴い、この独自利用事務においても、特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能となる旨が規定されたため、当広域連合個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、現行条例において、特定個人情報の保護に係る措置として規定している、情報提供等記録に関する定義の規定を整備し、また、情報提供等記録の提供先への通知について、通知先に条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するほか、番号法の改正により、本条例において引用している条項について整備を行うものでございます。施行期日につきましては、情報連携に係る改正番号法が施行される平成29年5月30日とするものでございます。

最後に、19ページをお願いいたします。議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、平成29年度予算政府案の閣議決定に基づき、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減特例の見直しを行うほか、被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充のため、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、保険料軽減特例の見直しにつきましては、まず、被保険者に対す

る所得割額の5割軽減措置について、平成29年度分の保険料の算定に当たっては2割軽減とし、平成30年度以後は廃止とするとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減措置についても、平成29年度は7割軽減、平成30年度は5割軽減、さらに平成31年度からは資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減とするものでございます。また、被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充といたしまして、5割軽減について、軽減対象となる所得基準額を26万5,000円から27万円に変更するとともに、2割軽減につきましても、軽減対象となる所得基準額を48万円から49万円に変更するものでございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行し、均等割保険料の経過措置として、次の20ページをお願いします。均等割保険料の軽減対象の規定は、平成29年度以後の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、従前の例によるものとするものでございます。

議案の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須見矩明君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（須見矩明君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

質疑及び一般質問は、なしと認め、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（須見矩明君）

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御提案申し上げました議案につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。開会の挨拶でも申し上げましたとおり、当広域連合では、今後も高齢者の皆様が、不安を持つことなく安心して医療サービスを受けられるよう、安定かつ円滑な制度運営に向けて業務を行ってまいりたいと存じますので、引き続き議員の皆様への御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（須見矩明君）

これをもって、平成29年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後1時58分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年2月16日

議長

会議録署名議員

会議録署名議員